

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、国民年金等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

評価実施機関名

愛知県あま市長

公表日

令和5年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金等に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁定請求等に関する事務および年金生活者支援給付金に関する事務 (3)国民年金保険料の免除等申請</p> <p>・また、上記以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、協力連携事務を行う。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一31、83、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③システムの名称	国民年金システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民年金システム、福祉年金システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成30年7月13日	2.特定個人情報ファイル名	国民年金台帳ファイル、統合宛名ファイル	国民年金台帳ファイル、福祉年金台帳ファイル、統合宛名ファイル	事後	
平成30年7月13日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番31	番号法第9条第1項 別表第一項番31、83、95	事後	
平成30年7月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番48、50、111、112【情報照会】なし	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番48、50、107、111、112【情報照会】なし	事後	
平成30年7月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁定請求 (3)国民年金保険料の免除等申請</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁定請求等に関する事務および年金生活者支援給付金に関する事務 (3)国民年金保険料の免除等申請</p> <p>・また、上記以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、協力連携事務を行う。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一項番31、83、95の項	番号法第9条第1項 別表第一31、83、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番48、50、107、111、112 【情報照会】なし	【情報提供】 番号法第19条第7号、別表第二48、50、107、111、112の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3、第26条の4、第54条、第56条、第57条 【情報照会】 なし	事後	
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月20日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月20日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策		様式変更による追加	事後	
令和2年6月15日	見直しを実施(変更箇所なし)				
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年6月30日	I-4-①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和4年6月30日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二48、50、107、111、112の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3、第26条の4、第54条、第56条、第57条 【情報照会】 なし	-	事後	
令和4年6月30日	I-1-③システムの名称	統合宛名システム	団体内統合宛名システム	事後	システムの名称を整理
令和5年6月23日	I-2 特定個人情報保護ファイル名	国民年金台帳ファイル、福祉年金台帳ファイル、統合宛名ファイル	国民年金システム	事後	
令和5年6月23日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一31、83、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条	番号法第9条第1項 別表第一31、83、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	事後	
令和5年6月23日	I-7 請求先	愛知県あま市甚目寺二伴田76 あま市役所甚目寺庁舎 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	事後	庁舎移転に伴う変更
令和5年6月23日	I-8 連絡先	愛知県あま市甚目寺二伴田76 あま市役所甚目寺庁舎 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	事後	庁舎移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月23日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月23日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成31年4月2日時点	令和5年4月1日時点	事後	